

北播磨総合医療センター
入院セット等レンタルサービス業務事業者募集
プロポーザル説明書

2019年1月

北播磨総合医療センター企業団

1 目的

北播磨総合医療センターにおいて入院セット等レンタルサービス業務を実施することにより、入院患者の療養環境の向上及び患者サービスの向上を目的とする。

2 業務概要

- (1)業務名称 北播磨総合医療センター入院セット等レンタルサービス業務
- (2)業務内容 北播磨総合医療センターにおける入院セット等レンタルサービス業務の実施・運営
- (3)業務場所 北播磨総合医療センター
- (4)実施主体 北播磨総合医療センター企業団
- (5)事務局 〒675-1392
兵庫県小野市市場町 926 番 250
北播磨総合医療センター企業団施設管理課
電話 0794-88-8800
FAX 0794-62-9931
URL <http://www.kitahari-mc.jp>
MAIL shisetsukanrika@kitahari-mc.jp

3 病院の概要

- (1)名称 北播磨総合医療センター
- (2)所在地 兵庫県小野市市場町 926 番 250
- (3)敷地面積 約 90,000 m²
- (4)本館規模 地上 7 階建 塔屋 2 階 延床面積：約 38,000 m²
- (5)病床数 450 床
- (6)診療科目 34 科
内科系診療科（18 科）
総合内科、老年内科、糖尿病・内分泌内科、循環器内科、呼吸器内科、消化器内科、血液・腫瘍内科、腎臓内科、脳神経内科、リウマチ科、ペインクリニック内科、緩和ケア内科、リハビリテーション科、放射線診断科、放射線治療科、小児科、皮膚科、精神神経科
外科系診療科（16 科）
外科、消化器外科、乳腺外科、呼吸器外科、心臓血管外科、整形外科、脳神経外科、眼科、耳鼻咽喉・頭頸部外科、泌尿器科、産婦人科、形成外科、麻酔科、病理診断科、救急科、歯科口腔外科
- (7)開院日 2013 年 10 月 1 日

(8)入院患者数 2017 年度 1 日平均入院患者数 395.4 人

(9)外来診療日

土曜・日曜・祝日・年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）を除く日

4 プロポーザルの方法

本プロポーザルは、「公募型プロポーザル方式」で行い、本プロポーザルの審査を行うため、企業団が指名する委員による業者選定委員会を設置する。

本プロポーザルの審査は、企画提案書及びプレゼンテーションにより、その適性を総合的に判断し、交渉順位第 1 位業者と交渉順位第 2 位業者を選定する。また、本プロポーザルは、参加者の会社名などを匿名で審査する。

5 参加資格

参加者は、次に掲げる資格要件をすべて満たす者であること。また、本プロポーザルにおいて、2 以上の参加者を同時に兼ねることはできない。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続き開始の申立てが、本プロポーザル実施期間になされていないこと。

(3) 三木市又は小野市の指名停止基準に基づく指名停止を参加表明書等提出期限日及びプレゼンテーション実施日に受けていないこと。

(4) 申請時点において、平成 20 年度以降に、入院セット等レンタルサービス業務を病床数 200 床以上の病院（公立、私立を問わない。）で 2 年以上継続して履行した受託実績を有すること。

(5) 一般社団法人医療関連サービス振興会による寝具類洗濯業務の医療関連サービスマークの認定を受けている者が洗濯業務を行う体制を整えていること。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、同条第 6 号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っている者でないこと。

(7) 国税及び地方税の滞納がないこと。

6 実施スケジュール（予定）

2019 年 1 月 11 日（金） 公告・説明書等の交付、参加表明書等受付開始

2019 年 1 月 21 日（月） 参加表明書等受付終了、質問受付

2019 年 1 月 25 日（金） 質問回答

2019 年 1 月 28 日（月） 企画提案書受付開始

2019 年 2 月 1 日（金） 企画提案書提出期限

2019 年 2 月 13 日（水） 第 1 次審査結果の通知

2019年2月20日(水) 第2次審査(プレゼンテーション予定)
2019年2月27日(水) 第2次審査の結果通知・事業者内定

7 プロポーザルの手続き等

(1) プロポーザル実施に係る関係資料の交付

- ①資料名 プロポーザル実施に係る手続開始の公告(写し)
 プロポーザル説明書
 プロポーザル提出書類作成要領
 入院セット等レンタルサービス業務仕様書
- ②交付期限 2019年1月21日(月)まで
- ③交付場所 北播磨総合医療センター企業団施設管理課
 北播磨総合医療センター企業団ホームページ

(2) 第1次審査の手続き等

参加表明書等

- ①提出書類 ・参加表明書等(詳細は、別紙「プロポーザル提出書類作成要領」のとおり。)
 ・入院セット等の物品見本(プレゼンテーション終了後に返却します。)
- ②受付期間 2019年1月11日(金)から
 2019年1月21日(月)まで(土日を除く)
 午前9時から午後4時まで
- ③提出場所 北播磨総合医療センター企業団施設管理課
- ④提出方法 施設管理課に直接持参すること

(3) 質問

- ①提出書類 質問書(詳細は、別紙「プロポーザル提出書類作成要領」のとおり。)
- ②受付日 2019年1月21日(月)
 午前9時から午後4時まで
- ③受付先 北播磨総合医療センター企業団施設管理課
- ④提出方法 電子メール(施設管理課に着信を必ず確認すること)

(4) 質問に対する回答

- ①回答期限 2019年1月25日(金)午後5時まで
- ②回答方法 回答書に回答内容(全参加者から質問がなかった場合は、その旨の内容)及び必要事項を記入の上、全参加者に対して電子メールで回答する。(回答期限までに回答がない場合は、必ず施設管理課に確認すること。)なお、再質問及び電話等による照会は受け付けない。

(5) 企画提案書

- ①提出書類 企画提案書等（詳細は、別紙「プロポーザル提出書類作成要領」のとおり。）
 - ②受付期間 2019年1月28日(月)午前9時から
2019年2月1日(金)午後4時まで（土日を除く）
受付期間中の受付時間は、午前9時から午後4時まで
 - ③提出場所 北播磨総合医療センター企業団施設管理課
 - ④提出方法 施設管理課に直接、持参すること。
- (6) 第1次審査結果の通知
- ①通知日 2019年2月13日(水)
 - ②通知内容 審査結果及びその理由
 - ③通知方法 第1次審査結果通知書をもって、郵送により通知する。

8 第2次審査の手続き等

(1) プレゼンテーションの実施（予定）

- ①実施内容 企画提案書によるプレゼンテーション
- ②実施日 2019年2月20日(水)
- ③場 所 北播磨総合医療センター大会議室

(2) 第2次審査結果の通知

- ①通知日 2019年2月27日(水)（予定）
- ②通知内容 審査結果及びその理由
- ③通知方法 第2次審査結果通知書をもって、郵送により通知する。

9 その他

(1) 参加者の失格

参加者が、次のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

- ①本プロポーザルの件に関し、業者選定委員会の委員に直接、間接を問わず接触を求めた場合
- ②本プロポーザルの件に関し、審査の公平性を害する行為を行った場合
- ③参加表明書の提出日から契約の締結までの間に社会的信用を失墜させる行為が判明した場合

(2) 提出書類の無効

提出された書類が、次のいずれかに該当する場合は、提出された書類が無効となり、参加資格を失うことがある。

- ①提出方法、提出場所、提出期限が順守されていないもの
- ②作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- ③記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ④記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

⑤虚偽の内容が記載されているもの

(3)経費の負担

本プロポーザルの参加に要するすべての経費は、参加者の負担とする。

(4)入院セット等レンタルサービス業務の契約

業者選定委員会が選定した交渉順位第1位業者に当該業務に係る第1位の交渉権を与える。ただし、選定後に資格要件を満たさないことが判明した場合、交渉順位第1位業者が辞退した場合、又はその他契約の交渉が成立しなかった場合は、交渉順位第2位業者と契約の交渉を行う。

(5)その他

- ①本プロポーザルにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によるものとする。
- ②企画提案書の提出は、1者につき1案とする。
- ③企画提案書等を提出した者は、その内容に関し説明を求められた場合は、それに応じる義務を有するものとする。
- ④提出された書類に虚偽の記載をした場合は、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- ⑤提出された書類は、返却しない。
- ⑥提出された書類は、審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- ⑦提出された書類及び審査結果は、公正性、透明性、客観性を期するため公表することがある。公表を求めない場合には、その旨を記載すること。記載のない場合は公表に同意したものとする。なお、公表を求めない場合においても、「公表を求めない旨」は公表するものとする。
- ⑧参加者名を公表することがある。
- ⑨公表している資料を除き、北播磨総合医療センター企業団施設管理課より受領した資料は、施設管理課の了解なく公表・使用することはできない。
- ⑩提出期限以降における提出された書類の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑪預かった個人情報、本プロポーザルのためにのみ使用し、本人の承諾なしに第三者に提供しない。
- ⑫審査結果についての異議申し立ては、受け付けない。